

「府民サービス」と「負担」の状況

時代時代の社会経済環境に応じて、府民の皆さんが必要とする行政サービスを提供することが府の使命です。一方、そうした活動を行っていくためには、当然のことながら、その経費を賄う財源が必要です。

府の財源には、予算のうえではいろいろな形のものがありますが、府税をはじめ、基本的には府民の皆さんに負担していただいているものです。

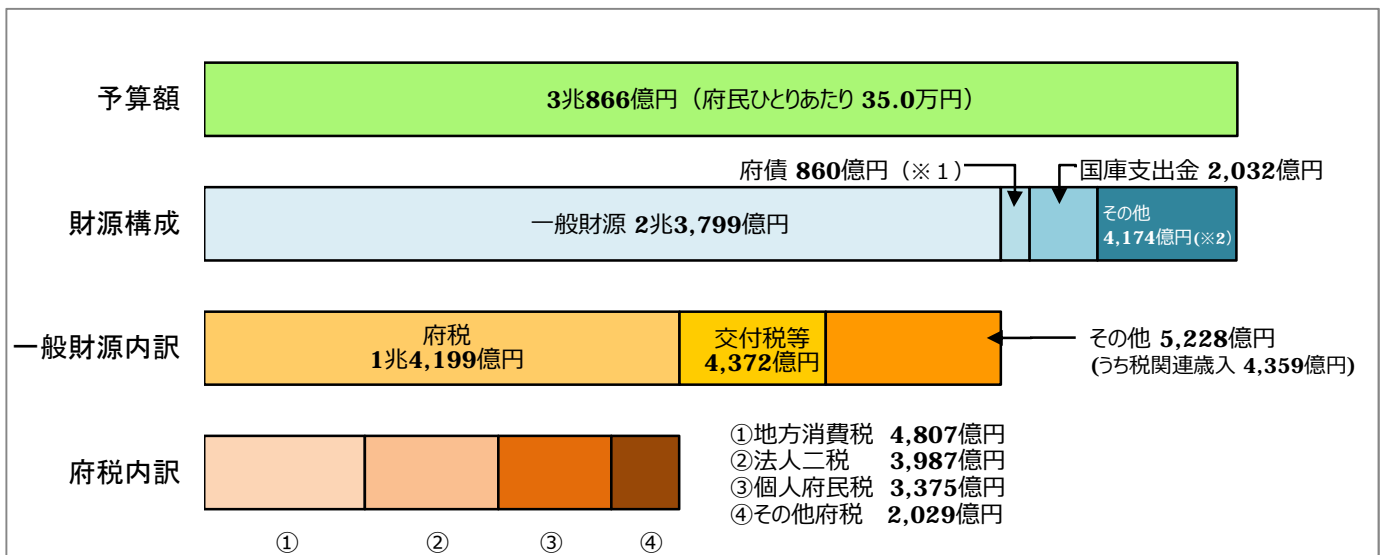
財政状況の公表にあたり、府民の皆さんに府の財政をより身近な問題として捉えていただけるよう、平成29年度当初予算をもとに、府の実施する行政サービス（以下「府民サービス」という）と、そのための「負担」の状況について、使途が特定されず、どのような経費にも使うことができる一般財源を中心に説明します。

■ 府の予算と財源の構成

大阪府の予算のうち、一般財源は77.1%を占めています。また、道路、河川、公園の建設費などの財源として将来世代と負担を分担するため、一般財源とは別に府債を発行して財源を調達し、後年度に償還（返済）をしています。

一般財源は、府民のみなさんに直接負担していただく府税収入が59.7%を占める一方、地方交付税や臨時財政対策債など、国により確保される財源（交付税等）も18.4%を占めています。なお、交付税や国庫支出金などは、国から定められた額を交付等されるものですが、これらも、そのもとを考えると、国税などの形で府民の皆さんに負担していただいているものです。

府税収入は、主要な税目である地方消費税、法人二税、個人府民税で85.7%を占めています。



※1 府債には、地方交付税の関係法制度によって交付税や府税の代わりに発行する臨時財政対策債や減収補填債は含まれていません（ここでは「一般財源」の「交付税等」に含める）。なお、これらの地方債については、後年度の元利償還金の100%（臨時財政対策債）又は75%（減収補填債）が交付税の算定に使われる基準財政需要額に算入されます。

※2 「その他」には、地方消費税清算金や地方譲与税などの税関連歳入の他、貸付金の償還金収入、特定の方が利用するサービスの使用料・手数料などが含まれます。

各用語の詳細は巻末「用語の解説」参照

■ 一般財源の構成と使いみち

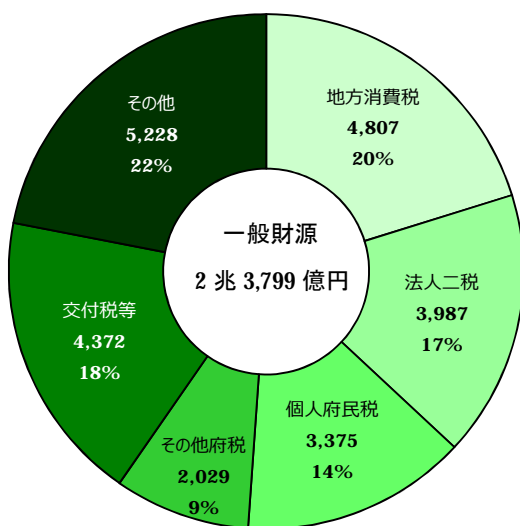
自由に使いみちを決めることができる一般財源について、府が平成 29 年度当初予算で確保を見込んでいるのは 2.4 兆円であり、府の行政活動に要する経費の約 8 割を占めています。

一般財源は、府民サービスを実施するうえで重要な財源です。このうち約 6 割を占める府税についてみると、消費税率 8%のうち 1.7%にあたる地方消費税が、一般財源全体の約 20%を占めています。また、法人二税が約 17%を、個人府民税が約 14%を占めています。

一方、一般財源の使いみちは、福祉・健康医療分野が約 21%、教育分野が約 18%、警察分野が約 11%などとなっています。なお、福祉・健康医療分野の各種制度や学校の教職員・警察官の数などでは、法令で義務付けなどが行われており、府が自らの判断で決定できない経費が大きな部分を占めています。

一般財源の構成

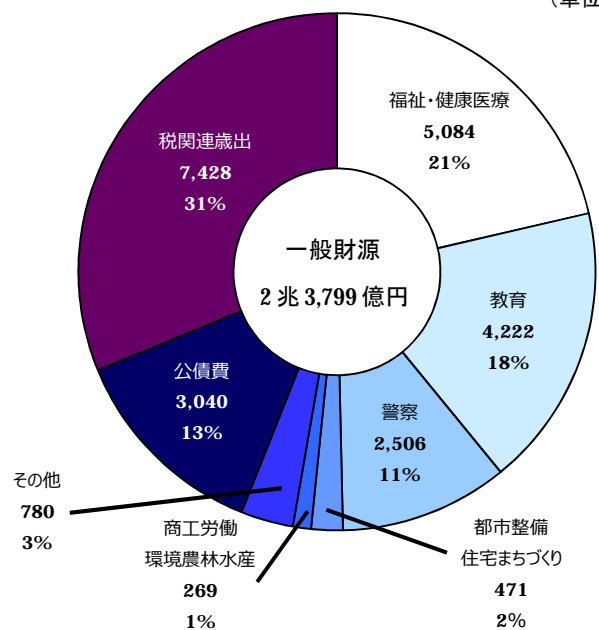
(単位:億円)



「その他」は、地方消費税の他府県清算金や地方譲与税などの税関連歳入、財政調整基金からの繰入金、宝くじ収益金など。

一般財源の使いみち

(単位:億円)

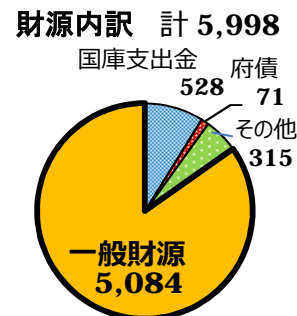


「税関連歳出」は、税関連の交付金、還付金、清算金など。「その他」は、総務部門等の人件費、教育・警察以外の職員の退職手当、市町村振興費、空港推進費、府民文化費など。

■各施策分野で見た財源内訳と一般財源の主な使途

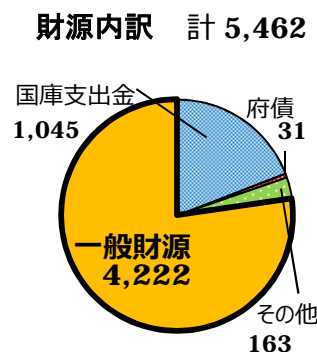
◇福祉・健康医療 5,998億円のうち一般財源5,084億円(約85%)
ほかに国庫支出金528億円、府債71億円、その他315億円

職員費	165億円
高齢者福祉(介護保険など)	2,169億円
国民健康保険事業	987億円
児童福祉	769億円
障がい者福祉	576億円
府立病院機構運営費負担金	83億円 など



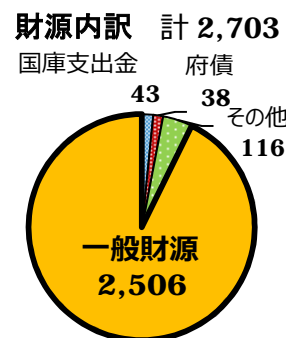
◇教育 5,462億円のうち一般財源4,222億円(約77%)
ほかに国庫支出1,045億円、府債31億円、その他163億円

職員費(教職員以外・退職手当含む)	71億円
退職手当(教職員分)	375億円
小・中学校(教職員費)	1,642億円
高等学校	778億円
特別支援学校	428億円
府立大学	129億円
私学振興(私学助成等)	700億円 など



◇警察 2,703億円のうち一般財源2,506億円(約93%)
ほかに国庫支出金43億円、府債38億円、その他116億円

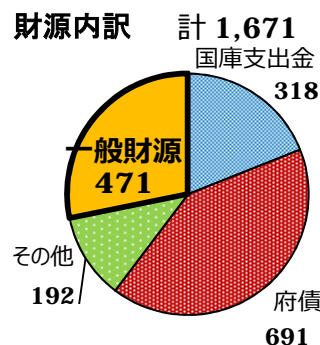
職員費(退職手当含む)	2,342億円
警察活動費	72億円 など



◇都市整備・住宅まちづくり 1,671億円のうち一般財源471億円(約28%)
ほかに国庫支出金318億円、府債691億円、その他192億円

職員費	166億円
下水道	157億円
河川海岸	30億円
道路橋りょう	14億円 など

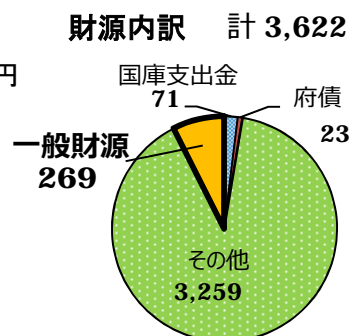
都市整備・住宅まちづくり分野の施策には、府債や基金からの繰入金を多く活用しています。



◇商工労働・環境農林水産 3,622億円のうち一般財源269億円(約7%)
ほかに国庫支出金71億円、府債23億円、その他3,259億円

職員費	106億円
中小企業向け制度融資損失補償	23億円
企業立地促進補助金	13億円
雇用推進・職業能力開発等	18億円
環境保全・農林水産業の振興等	53億円 など

制度融資の実施のため、金融機関への単年度貸付を3,217億円行っており、「その他」が大きくなっています。



※P7のグラフは、億円単位とした。

■府税の負担の状況

一般財源には、いろいろな種類があり、府民の皆さんの負担の形も異なります。

その中で、広く府民の皆さんに負担していただいている府税であり、その主要な税目が地方消費税、法人二税及び個人府民税です。

これらの税目について、一世帯あたり、一人あたり、あるいは一法人あたりの負担額を平均値として算定してみると以下のような状況です。

このように負担いただいた税金が、「一般財源」として先に見たような比率で、教育、福祉、警察などの各施策分野に使われていることとなります。

◇地方消費税

総額 4,807 億円

上記のうち府民の皆さんの消費に相当する額 3,319 億円／対象世帯数 398 万世帯 ⇒ 一世帯あたり 8.3 万円
消費税率 8%の税率のうち、地方消費税は 1.7%です。

平成 29 年度当初予算における地方消費税の額は 4,807 億円ですが、そのうち、府民の皆さんの消費に相当する額（最終消費地と税収の最終的な帰属地とを一致させるために、一旦各都道府県に払い込まれた税収を、各都道府県間において「消費に相当する額」に応じて清算した額）は 3,319 億円です。

◇法人府民税

総額 670 億円 ◇均等割 159 億円／対象 23.8 万法人 ⇒ 一法人あたり 6.7 万円
◇法人税割 511 億円／対象 8.8 万法人 ⇒ 一法人あたり 57.9 万円

税額は、「均等割」については資本金等の額に応じて 2 万円～160 万円、「法人税割」については、平成 26 年 9 月 30 日以前に開始する事業年度分は法人税額の 5%又は 6%、平成 26 年 10 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までに開始する事業年度分は 3.2%又は 4.2%です。

◇法人事業税

総額 3,318 億円 ◇外形標準課税 843 億円／対象 0.8 万法人 ⇒ 一法人あたり 1,019.7 万円
◇所得（収入）割 2,474 億円／対象 8.8 万法人 ⇒ 一法人あたり 280.6 万円

外形標準課税は、資本金又は出資金の額が 1 億円を超える法人が対象となり、所得のほか、付加価値額（報酬給与等）、資本金等の額に対して、一定の割合で税額が決定します。所得（収入）割は、平成 20 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間に開始する事業年度分は所得の 1.69～5.78%、平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度分は所得の 2.39～7.18%、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度分は 1.755～7.18%、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までの間に開始する事業年度分は 0.395～7.18%が税額となります。なお、電気・ガス供給業、保険業を行う法人の場合は、所得ではなく収入の額に応じて税額を算定します。

◇個人府民税（均等割・所得割）

総額 3,205 億円

◇総額 3,205 億円／対象人口 883 万人 ⇒ 人口一人あたり 3.6 万円
◇ // /納税義務者 393 万人 ⇒ 納税義務者一人あたり 8.2 万円

個人府民税には所得金額にかかわらず定額で課税される「均等割」と、前年の所得金額に応じて課税される「所得割」があり、いずれも、一定の所得以下の方は非課税になります。

◇均等割 年 1,800 円／人

※東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づき、平成 26 年度から平成 35 年度までの間、臨時の措置として均等割の税率（年額 1,000 円）に 500 円が加算されています。

※新たな森林保全対策を、緊急かつ集中的に実施するため、平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間、均等割の税率に 300 円が加算されます。

◇所得割（前年所得金額－所得控除額）×税率 4%－調整控除額－税額控除額

※税額や人数、法人数は概数表記であり、負担額の平均値は別に計算しています。税額は平成 29 年度当初予算、府内の人口は平成 29 年 4 月 1 日現在、納税義務者数は平成 29 年度市町村民税課税状況等調による対象者、法人数は平成 27 年度末の数値です。